

行田市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年5月16日健康福祉部長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、行田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年告示第120号）（以下「実施要綱」という。）に定める指定事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語は、この要綱において定めるもののほか、法、省令及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び実施要綱の例による。

（指定に係る申請者の要件）

第3条 申請を行うことができる者は、法人とする。

（指定の申請等）

第4条 前条に規定する申請は、指定（更新）申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 市長は、前項の規定にする申請があったときは、当該指定の可否について決定し、指定決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に表示するものとする。

（指定拒否）

第5条 指定事業者の指定については、当該事業所に係る指定事業者の指定を行うことにより本市のサービス事業の供給量を超過する場合、又はその他の本市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に支障が生じるおそれがあると認められる場合においては、当該事業所に係る指定事業者の指定をしないことができる。

(指定の有効期間)

第6条 指定事業者の指定の有効期間(法第115条の45の6第1項の厚生労働省令で定める期間をいう。)は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間とし、法第115条の45の6第1項の規定による更新を受けなければその期間の経過によって、その効力を失うものとする。

- (1) 第2号に掲げる指定事業者以外の指定事業者の指定 6年間
- (2) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第13条の規定により訪問型サービス又は通所型サービスに係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者に係る当該指定事業者の指定 3年間

(変更の届出等)

第7条 指定事業者は、当該指定に係る事項に変更があったときは、10日以内に変更届出書(様式第3号)により、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 指定事業者は、事業を廃止、休止又は再開しようとするときは、その廃止、休止又は再開の日の1月前までに、廃止・休止・再開届出書(様式第4号)により、その旨を市長に届け出なければならない。

(業者情報の公表及び提供)

第8条 市長は、第4条の規定による指定又は前条の規定による届出の受理(以下この条において「指定等」という。)をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を公表するとともに、埼玉県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) その他市長が適当と認める情報

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、指定事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成28年5月16日健康福祉部長決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月18日健康福祉部長決裁）

この要綱は、令和3年3月18日から施行する。